

業務仕様書

1 業務名

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 目的

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）の構成団体同士の情報共有、分野ごとの好事例展開や顔の見える関係作り、新規団体の掘り起こしをワークショップにて行い、プラットフォームの相互間の連携・協働を促進する。

4 ワークショップ対象

プラットフォーム構成団体である、企業・団体・関係者、プラットフォームに入会を検討している団体関係者等（各回50名程度を目安とする）

5 業務内容

（1）ワークショップ内容の企画

ワークショップは全2回開催し、以下の要件を満たすこと。企画にあたっては1回以上鳥取県と打合せを行い、鳥取県の了承を得た企画とすること。

<第1回>

内容	プラットフォーム連携強化及び、実用化に向けたワークショップ。以下3要素を必ず取り入れたものとする。なお、ゲストによる講演を設定することも差支えないが、メインとなる内容は参加者同士の対話の機会となるものとする。 ・プラットフォーム新規団体の掘り起こし ・孤独・孤立課題に関する理解・関心を深めるもの ・分野ごとの好事例の展開や顔の見える関係作り（孤独・孤立対策に向け同じ取組を行う企業・団体同士の横のつながり、輪をつくるもの）
開催方法	会場開催（県内からのアクセスが良く、50名程度が参加可能な会場を選定すること）
所要時間	1～1.5時間程度
開催時期	令和7年9月30日までに開催する。

<第2回>

内容	プラットフォーム連携強化及び、実用化に向けたワークショップ。以下3要素を必ず取り入れたものとする。なお、ゲストによる講演を設定することも差支えないが、メインとなる内容は参加者同士の対話の機会となるものとする。 ・グループワーク等により、プラットフォーム構成団体同士の情報共有（支援機関の強みの把握、支援団体の自発的取組促進を図るもの） ・分野ごとの好事例の展開や顔の見える関係作り（孤独・孤立対策に向け同じ取組を行う
----	--

	企業・団体同士の横のつながり、輪をつくるもの) ・孤独・孤立課題に関する意見交換（スタンスや課題感の共有）
開催 方法	会場開催（県内からのアクセスが良く、50名程度が参加可能な会場を選定すること）
所要 時間	1～1.5時間程度
開催 時期	令和8年2月28日までに開催する。

（２）ワークショップの運営

ワークショップの開催の広報及び参加者募集会場設営・司会進行等の当日運営を行う。なお、参加者名簿は鳥取県へ開催前日までに報告すること。

（３）ワークショップの分析・報告

アンケートを実施し、ワークショップの開催効果や参加者意見の分析とその結果の報告を行う。分析結果の報告は任意の様式による。

6 再委託の禁止

（１）受注者は、県の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

（２）県は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料限度額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

（３）受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

7 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

8 その他

（１）受注者は、本業務が完了したときは、その日から20日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに業務完了報告書（実績報告書及び収支決算書）を、発注者に提出しなければならない。

（２）発注者は、（１）の実績報告書を受領した日から起算して10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行うこととし、検査を終了したときには、委託料の額を確定し受注者に通知する。

受注者は、額の確定の結果、概算払をした委託料に達しないときには、甲の指示するところにより、当該金額を甲に返還しなければならない。

（３）本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

（４）本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。